

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が平成28年5月17日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、平成28年4月7日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成27年11月20日付で、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し法による保護を開始した。
- 2 請求人は、保護開始前の平成27年7月28日から同年8月8日まで入院し、これに係る入院医療費用保険金等（以下「保険金」という。）を平成28年1月14日に受領したとして、平成28年2月1日に処分庁に収入申告書を提出した。
その際、請求人は、入院した時に要した医療費は借金して支払っており、保険金の一部はその返済に充てたため、返済した額を控除して欲しいと処分庁に申し出た。
- 3 平成28年4月7日付で、処分庁は請求人に対し、同年1月14日付で受領した保険金について、法第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件返還決定」という。）を行い、通知した。
- 4 平成28年5月17日、請求人は、大阪府知事に対し、本件返還決定の取消しを求める審

査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には次の趣旨の記載がある。

会社をくびになったあと、ガン治療で入院手術して大腸が、ガンの進行が早く肺リンパ節に転移して会社が事務手続きが遅くなかった。法第63条が規定の返還金は自分自身もしらない事なので処分の決定に不服である。

(2) 請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

平成28年4月7日付で処分庁が請求人に対し通知した本件返還決定通知書には、「1返還金・徴収金決定額 金162,120円、4決定理由 同年1月14日付で受領した入院給付金等保険金について、法第63条により返還決定します。5返還対象額 金162,120円、6返還額 金162,120円」との記載がある。

(3) 平成28年7月25日付で、審理員は請求人に対して、後記2 処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付しこれに対する反論書の提出を求め、また、同年9月6日に反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成28年7月15日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成27年11月20日 生活保護開始。

イ 平成28年2月1日 請求人が来所。請求人は保護開始前の平成27年7月28日から同年8月8日まで、A病院に入院しており、それにかかる保険金170,120円を平成28年1月14日に受領したとして収入申告書の提出があった。

この医療保険については、請求人が当時勤務していた会社を契約者、請求人を被保険者として会社が加入していたものであり、本来であれば請求人の退院後、会社が速やかに保険金の請求手続きを行うべきところ、遅延によりこの時期での受領になったとのこと。

請求人は保険金の振込がされた預金通帳を持参しており、振込と同日に160,000円を出金していることが判明したため、処分庁より聴取。請求人が入院した時に要した

医療費が工面できず、親族や知人から援助を受けたり借金をするなどして支払っており、保険金の一部をその返済に充てたとのこと。

処分庁より、保護開始後の収入は返還対象となることを説明したところ、請求人より返済に充てた分を控除してほしいとの訴え。保護開始後に借金を返済することは認められておらず、控除することはできないとの説明を行ったうえで、関係書類を提出するよう伝えた。

なお、請求人が処分庁に対し保護の申請を行った際、会社が保険金の請求手続き中であること、および保護開始後に保険金の支払いを受ける可能性があることについて、請求人からの説明は無かった。

ウ 平成28年3月4日 請求人が来所。請求人より、保険金の内訳を記載した収入申告書、入院診療費領収書および保険金の支払い案内書の提出があった。また、返済に充てた分を控除してほしいとの訴えが改めてあったが、返済に関する書類の提出は無かった。

エ 平成28年4月7日 請求人が受領した保険金収入について、処分庁で検討。保険金の一部を保護開始前の借金返済に充てたため返還すべき額から控除してほしいとの請求人からの訴えについては認められないと判断し、厚生労働事務次官通知第8-3-(2)エの(イ)に基づき8,000円をこえる額を返還対象となることを決定した。

同日 保険金収入のうち、162,120円について本件返還決定を行った。

オ 法第63条は「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を弁済した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定されている。

また、請求人の、保護開始前の借金返済に充てた分を控除額として認めてほしいとの申し立てについても、それを返還決定額から免除することは、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問8-95により「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない」と明確に否定されていることから、厚生労働事務次官通知第8-3-(2)エの(イ)に基づき8,000円をこえる額を返還対象額と認定し、本件返還決定を行つたものである。

よって、本件返還決定については、違法性がなく、法に基づいて適法に行われたものであり、本件審査請求はすみやかに棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 処分庁が平成28年2月1日に受理した請求人の収入申告書には、「3仕送り、養育費、財産収入(生命保険等の給付金・解約返戻金)、その他の私的収入 内容 疾病入院医療保険金、金額 170, 120円」との記載がある。

イ 処分庁が平成28年3月4日に受理した請求人の収入申告書には、「3仕送り、養育費、財産収入（生命保険等の給付金・解約返戻金）、その他の私的収入 内容 疾病入院医療保険金 7月28日～8月8日12日間入院 金額 170, 120円」である旨の記載がある。

また、収入申告書の際に同時に受理した請求人あて損害保険株式会社からのお支払のご案内という通知には、「保険金支払総合計 170, 120円」との記載がある。

ウ 平成27年12月3日付けの2件の保護決定調書には、「変更年月日 同年11月20日、支給68, 582円」、「変更年月日 同年12月1日、支給128, 832円」との記載がある。

エ 平成28年2月1日付けのケース記録票には、「請求人来所、保険金170, 120円を同年1月14日に振り込まれたと収入申告書の提出あり。勤務先が保険契約者となり加入していたものだと。保険金は平成27年7月28日より12日間入院したことによる給付金と確認。本来なら退院後早急に勤務先が手続きを行い保護開始前に受給している予定だったが遅延したため平成28年1月14日に振込まれたと。また、同年1月に財布等を紛失し同月22日に警察署に遺失届を提出したと挙証資料の提出あり。通帳も持参していたため確認、保険金が入金された同日に160, 000円を引出している点について、開始前の入院医療費を親族知人から援助借金したため、その返済と財布の紛失にともない生活費に費消したと。借金の返済分について控除できないかと。保護開始前の援助借金であり、保護開始後の収入で返済することは認められないと考えられるが、挙証資料あれば提出するよう求めた。」との記載がある。

オ 平成28年3月4日付けのケース記録票には、「請求人来所、改めて収入申告書、医療費の領収書及び保険金支払い案内の提出があったが、借金を返済した旨の挙証資料の提出はなし。保険金について、保護開始後の収入であるため返還対象となることを伝え、控除をしてほしいと申し出ている点について、控除は認められないと考えるが検討する旨を伝えた。」との記載がある。

カ 平成28年4月7日付けのケース記録票には、「法第63条返還決定について 同年1月14日付保険金170, 120円の収入について、控除の申出の件を査察指導員と協議した結果、保護開始前の借金であり返済したとしても控除対象とならないと判断し、170, 120円より8, 000円を除いた162, 120円について、法第63条により返還金決定を行います。※請求人はすでに保険金について、費消しているため、一括納付困難と考えられ、決定後、履行延期申請を要する。返還金決定額：162, 120円」との記載がある。

キ 前記1 請求人の主張の1の（2）と同一書類。

(3) 審理員の質問結果記録書には、以下の記載がある。

処分庁として資力の発生時点をいつと考えているのか、請求人の保険金約款の内容や返還金額の決定の考え方について質問したところ、「保険金支払いの発生日が、請求人の入院日である平成27年7月28日となっているため、その日を資力発生時点と考える。約款等については提出を受けていない。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものと、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護を要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第8の3の(2)の工の(イ)では、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時の収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めている。
- (4) 次官通知第8の3の(3)では、次に掲げるものは、収入として認定しないこととされ、そのオで、「災害等によって損害を受けたことにより臨時に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」と定めている。
- (5) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還等の取扱いに係る課長通知」という。)には、法第63条に基づく費用返還の取扱いについて、次のとおり定めている。

1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害され

ると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

(略)

- ① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盜難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合
- ② (略)
- ③ 当該収入が、次官通知第8の3の(3)に該当するものにあっては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。
(事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。)
- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。
 - (ア) ~ (ウ) (略)
 - (エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額
- ⑤・⑥ (略)

(6) 問答集問8の95では、「保護開始前の借金」について、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向ってその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。」と記載している。

(7) 問答集問13の6の(4)では、「保護開始前の災害等により補償金（中略）、保険金等が保護開始後に支給された場合は、被災したことが明らかである限り、被災時より補償金請求権、保険金請求権等は客観的に確定性を有するものであることから、保護開始時より資力があるものとして返還額決定の対象となる。」と記載している。

(8) 問答集問13の23では、「法第63条・法第78条と控除」の答として、法第63条を適用する場合で、保護開始時から資力を有していた場合について、「保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものである。したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない。」と記載している。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会（以下「審査会」という。）答申書（以下「答申書」という。）の要旨

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

前記1の(1)及び(2)のとおり、生活保護の実施は、利用しうる資産その他あらゆるもの最低限度の生活の維持のために活用することが要件となっているところ、保険金は、請求人の保護開始時に判明していなかったとはいえ、保護開始時の利用し得る資産にあたり、受領した時点で所要の額を返還すべきものである。

また、前記2 処分庁の主張の(2)のとおり、処分庁は、請求人に対し返還について説明を行った上で、本件返還決定を行ったことが認められる。

そして、前記2 処分庁の主張の(2)のとおり、請求人が主張していた保護開始前の債務の弁済については、前記1の(5)の④の(工)に照らし、返還額の控除として差し支えない額とはならないものであり、以上から、本件返還決定が不服であるという請求人の主張は認められない。

なお、処分庁が資力の発生時点を請求人の入院日と認定し、返還額を決定したのであれば、前記1の(8)に照らし、8,000円控除を行うことは不適当であることが認められる。しかし、本件返還決定を取り消したとしても、保険金を資力として認定することに変わりはなく、その結果、処分庁が再度行う処分においては控除した8,000円は認定されないことになり、請求人の返還額が増額となることが予定される。

したがって、請求人にとって不利益な処分となる見込みがあるため、裁決による不利益変更を禁止する行政不服審査法第48条の趣旨に鑑みるに当該裁決は成し得ることは困難となり、本件返還決定の取消しを求める本件審査請求は棄却せざるを得ない。

(2) 審査会答申書の要旨

ア 結論

本件審査請求は認容すべきである。

イ 処分庁（審査会から平成29年10月10日付けで行った質問に対する処分庁の同月26日付け回答書（以下「回答書」という。）の要旨

(ア) 本件は、費用返還等の取扱いに係る課長通知の1(1)のただし書にある「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」には該当しないと判断している。

その理由としては、請求人より、保険金は保護開始前の親族や知人からの借金の返済に充てたこと及びその一部を遺失したことについての事後申立てがあつたためである。

保護開始前の借金に対する返済については、これを控除することは認められておら

ず、問答集問13の5「法第63条に基づく返還額の決定」において、盜難等の不可抗力による消失した額（事実が証明されるものに限る。）を要返還額から控除して差し支えないとされているが、請求人が遺失届を提出した事実は確認できるものの、その額については証明されておらず、これに該当しないと判断した。

- (イ) 親族や知人からの借金返済が請求人の「自立更生のためのやむを得ない用途」には当たらないと判断したため、費用返還等の取扱いに係る課長通知において、自立更生のためのやむを得ない用途に充てる場合は返還額から控除しても差し支えないとされていることについて、請求人には説明していない。
- (ウ) 請求人より、入院給付金については、保護開始前の親族や知人からの借金の返済に充てたこと及びその一部を遺失したことについて申立てがあったため、請求人に対して、保険金の全部又は一部をがん治療や装具の購入等の病気療養の経費及びこれに伴い必要となる生活費に利用したか、又は利用する意向があるかどうかの質問はしていない。

ウ 理由の要旨

(ア) 保険金の請求権の発生日がいつであるかは、審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）及び回答書（以下これらを合わせて「本件記録」という。）から必ずしも明らかでない。仮に請求権の発生日が保護開始後であれば、保険金は、次官通知第8の3の(3)のオ、及び次官通知第8の3の(2)の工の(イ)に従い、収入として認定されない取扱いもありうるところである。それゆえ、法第63条に基づき費用返還を決定する処分はその名宛人とされた被保護者に対する不利益処分であることから、保護実施機関は、同処分を行うにあたって、必要に応じて法第29条の調査を行うなどして、資力発生日がいつであるかを挙証資料でもって確定する必要がある。

しかしながら、処分庁は、この点に関する審理員からの質問（前記2・処分庁の主張の(3)）に対して、保険金支払いの発生日は、請求人の入院日である平成27年7月28日となっているため、その日を資力発生時点と考えるが、約款等は提出を受けていないと回答するのみで、その主張を裏付ける挙証資料を提出しておらず、また本件記録にも、処分庁の主張を根拠付ける証拠等は存在しない。

ただし、問答集問13の6の(4)に照らすと、保険金は入院費用に対するものであって、特約のない限りそうした保険金の請求権は給付対象となる入院の日に生じるとみられること、また請求人から保険金請求権発生日の特約を示した約款等が提出されていないことに鑑みると、処分庁が保険金請求権の発生日を入院日である平成27年7月28日と認定したことは、全く当を得ないということはできない。

(イ) 他方、保険金請求権の発生日にかかる処分庁の認定を前提としても、本件返還決定の当否を判断する上で、次の点が留意される。

まず、請求人に対して平成27年11月20日付けで開始された保護は、保険金にかかる入院を給付事由とするものではなく、また保護費は当該入院にかかる治療費を内容とするものではない。つまり、本件では、交通事故や災害等を契機として保護を開始された被害者又は被災者の有する損害賠償請求権又は保険金等の請求権が、法63条にいう「資力」に該当するとして費用返還義務が生ずるとされた事案（最判昭和46年6月29日民集24巻5号650頁参照）とは異なり、同一の事由に基づき保護請求権と保険金請求権の両方が発生し、いわば二重利得が生じる結果、両者の調整が問題となるような事案ではない。

第2に、処分庁が請求人から聴取したところによれば、請求人は、保護開始前の平成27年7月28日から同年8月8日までの間の入院診療費は、親族・知人から援助・借金して支払い、その返済には受領した保険金を充てたと述べている。請求人からは借用証書又は借金の返済を裏付ける資料は提出されていないが、いずれにせよ、請求人は、入院していた医療機関に対して入院診療費の57,880円及び63,880円を実際に支払ったことが認められる（同月11日付け領収書）。その上で、請求人が当該入院診療費について所得税の医療費控除を申告したか否かは不明であるものの、保険金は、生命保険契約等に基づき医療費の補填を目的として支払を受ける医療保険金・入院給付金等として、支払った医療費から控除される「医療を補てんする保険金等」（所得税法第73条第1項参照）に該当する。この点からも、保険金の少なくとも一部について、その用途が入院にかかる医療費への支払いに充てるものとして特定されていたとみる余地がないではない。

第3に、費用返還等の取扱いに係る課長通知の1の(1)の③によれば、災害等によって損害を受けたことにより臨時に受ける保険金のうち当該被保護世帯の自立更生のための用途に供されるもの、すなわち、被保護者が災害等により疾病にかかった場合の当該疾病的治療に要する経費として保護の実施機関が認めた額については、返還額から控除されうる。また、費用返還等の取扱いに係る課長通知の1の(1)の④によれば、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額についても、返還額から控除されうる。

これらに照らすと、請求人は、身体障害者手帳4級を保持しており、また、ストマ用装具等を装着し、抗がん剤治療を受けているなど、退院後もなお治療を受けていることから、疾病的治療に伴い必要となる生活物品の購入費等は「自立更生のためのやむを得ない用途」に充てるものとして、保険金の一部が控除されうるということができる。

この点に関し、回答書によれば、処分庁は、保険金の一部を親族や知人からの借金の返済に充てたほか、その一部を遺失したと請求人が申し立てたことを理由に、同人に対して、費用返還等の取扱いに係る課長通知に基づき保険金の全部又は一部について返還額から控除されうることを説明せず、またこれを疾病的治療に伴い必要となる生活物品の購入費等として利用したか、又は利用する意向があるかどうかを質問しなかつたことが認められる。

たしかに、費用返還等の取扱いに係る課長通知1の(1)の④の(工)では、「保護

開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」は、自立更生の範囲には含まれないとされており、また、費用返還等の取扱いに係る課長通知1の(1)の①によれば、盜難等の不可抗力により消失した額については、このことが確実に証明できる場合でなければ控除が認められていない。

しかしながら、上記のとおり、保険金の少なくとも一部はその用途が入院にかかる医療費への支払いに充てるものと特定されているとみる余地があり、しかも、保険金が入院後に速やかに支払われていれば、請求人は保護開始前にこれを入院診療費の支払いに充てることができたといえる。また、入院診療費の支払いを請求された請求人は、手持ちの現金が不足していたため、その支払いという用途に充てるために親族・知人に金銭を用立ててもらったとみることも不可能ではない。そうすると、処分庁は、保護開始時に資力があったものとして保険金の返還を求める以上、請求人が保護開始前に入院診療費を支払うために金銭をどのように工面したかという事情を含め、保護開始に至る請求人の具体的な生活状況を調査し、考慮することが求められていたということができる。

それにもかかわらず、処分庁は、本件返還決定にあたって、以上の点を調査し、考慮することなく、保険金の一部から借金を返済したという請求人の申立てに拘泥し、もっぱら費用返還等の取扱いに係る課長通知1の(1)の④の(工)、及び問答集問8の95に依拠して、「過去の債務に対する弁済金を収入から除外することは認められない。」という理由で、保険金を法第63条に基づく返還対象として決定している(ただし、次官通知第8の2の(2)に基づき、返還額から8,000円を控除している。)。

たしかに、ケース記録票からは、請求人が保険金の受領を申告してから本件返還決定を行うまでの間、平成28年3月4日に、「入院給付金について、保護開始後の収入であるため返還対象となることを伝え控除してほしいと申し出ている点について、控除は認められないと考えるが検討する旨を伝えた。」との記録があるほか、控除の申出の件を査察指導員と協議したことでも認められる。しかしながら、上述した留意点について、処分庁がそもそも考慮したのか、また具体的にどのように考慮したのかは、ケース記録票を始め本件記録からは明らかでない。

(ウ) 以上より、処分庁が本件返還決定にあたって保険金を法63条にいう「資力」とみなし、そのうち162,120円を返還額として決定したことは不当であるということができ、それゆえ本件返還決定は取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は、認容されるべきである。

3 本件返還決定について

(1) 本件についてみると、前記2 処分庁の主張の(1)及び(2)のとおり、処分庁は、請求人が保護開始後の平成28年1月14日に保険金を受領したため、前記1の(2)及び(3)に照らし、受領した保険金額から8,000円を控除した162,120円について本件返還決定を行ったことが認められる。

(2) 処分庁は、法第63条のとおり、資力については、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定されており、また、請求人の保護開始前の借金返済に充てた分を控除額として認めてほしいとの申し立てについては、前記1の(6)により明確に否定されているものとして、本件返還決定に違法性はない旨主張する。

確かに、前記2の(1)の審理員意見書のとおり、前記1の(1)及び(2)のとおり、生活保護の実施は、利用しうる資産その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することが要件となっており、保険金は利用し得る資産にあたり、受領した時点で返還すべきものといえ、また、前記1の(6)のとおり、過去の債務に対する弁済金を収入から除外することは認められていないものである。

しかしながら、前記1の(5)の④によれば、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額については、返還額から控除して差し支えないとされている。

この点について、前記2の(2)の答申書のとおり、請求人は、身体障害者手帳4級を保持し、また、ストマ用器具等を装着し、抗がん剤治療を受け退院後もなお治療を受けているなどの特別の事情を有する事実が認められ、また、保険金の少なくとも一部は、その用途が入院にかかる医療費への支払いに充てるものと特定されているとみる余地があるなか、処分庁は、保護開始時に資力があったものとして保険金の返還を求めるにあたり、請求人が保護開始前に入院診療費を支払うために金銭をどのように工面したかという事情を含め、請求人の具体的な生活状況を調査し、考慮することが求められていたということができるところ、本件においては、上記特別の事情についての検討や調査、考慮した点についてケース記録票を始め本件記録からは明らかでない。

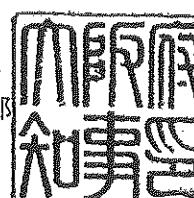
以上より、処分庁は、本件返還決定に至る判断の過程において、考慮すべき事情や個別具体的な事情についての検討、調査を行っていない点において、本件返還決定に不当な点があると認められ、取消しを免れない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年3月19日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

